

東京都板橋区役所駐車場運営要領

(平成13年6月19日 決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都板橋区役所駐車場条例（平成13年東京都板橋区条例第13号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区役所駐車場条例施行規則（平成13年東京都板橋区規則第58号。以下「規則」という。）に定める駐車場の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 規則第3条の利用手続きを行うため、駐車場の入口に発券機、出口に精算機を設置する。

2 使用者は前項の発券機から駐車券を受取り、退場する際駐車券を精算機に投入し、規則第5条に規定する使用料を支払う。

(休場日)

第3条 条例第3条に規定する特に必要があると認めるときとは、次のことをいう。

- (1) 電気設備保守点検において停電をするとき。
- (2) その他駐車場管理運営上必要がある場合。

(駐車場の規模)

第4条 駐車場を利用できる台数は次のとおりとする。

37台（うち障がい者専用2台、荷さばき専用2台）

(領収書の発行)

第5条 規則第5条に基づき使用料を徴収したときは、使用者の請求により精算機に付いている領収書ボタンを押して発行する。

(使用料の免除)

第6条 規則第6条第1項第8号に規定する区長が特に必要があると認める自動車は、次に掲げるものとし、当該用件に要した時間相当の駐車場使用料を免除する。

- (1) 区役所に納品する者が使用する自動車
- (2) 区役所の設備等の保守点検又は工事に要する自動車
- (3) 区が主催又は共催する会議、審議会等出席する者が使用する自動車
- (4) 請願、陳情又は区議会の傍聴のため来庁する者が使用する自動車
- (5) その他、使用料を免除することが適当と認める自動車

2 規則第5条第4項に規定する自動車について、区役所窓口の混雑その他の理由のため用件に要する時間が1時間を超えた場合には、当該用件に要する時間相当の駐車場使用料を免除することができる。

(使用料の免除手続)

第7条 規則第6条第1項で定める使用料の免除を受けようとする手続は、以下に定めるところによる。

- (1) 規則第6条第1号から第3号の規定により駐車場使用料の免除を受けようとする者は、駐車場入口で身体障害者手帳等当該免除事由を証明する書類を提示し、入場する。
- (2) 規則第6条第4号から第8号の規定により駐車場使用料の免除を受けようとする者は、用件先の区役所窓口等（以下「無料券交付窓口」という。）において、駐車券を提示し無料券を請求するものとする。
- (3) 前号の請求を受け、無料券交付窓口の所属長（以下「所属長」という。）は、規則第6条第1項及び前条に規定する免除の対象を確認し、無料券を交付するものとする。
- (4) 所属長は、無料券を契約管財課長にワークフローの駐車場無料券請求書により請求する。駐車場無料券受払簿（別記第1号様式）及び駐車場無料券発行簿（別記第2号様式）により管理を行う。

(使用者の義務)

第8条 駐車場を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車位置、場内交通規制等は、標識または係員の指示に従い、他の自動車等の妨げにならないようにすること。
- (2) 駐車場内での走行は、時速8キロメートル以下で徐行運転をすること。
- (3) 駐車以外の用途に使用してはならない。
- (4) 駐車場内に引火物、危険物の持ち込み、場内での喫煙火気の手扱いは行わないこと。
- (5) 自動車内に貴重品、その他物品を留置しないこと及びドア、トランク類は施錠すること。
- (6) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は禁止されている場所に立入またはその他の機器類に手をふれてはならない。
- (7) 駐車場で設備又は他の自動車及び機器類に損傷、汚損をあたえないこと。また損傷、汚損を与えた場合は、直ちに申し出ること。

(8) 前各号に掲げるもののほか管理者の指示に従うこと。

第9条 規則第7条第2項により自動車を移動した場合、区長はこれに要した費用を使用者又は所有者に対して請求することができる。

付 則

この要領は平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は令和5年1月1日から施行する。